

**(3) 植物防疫法施行規則第14条に基づく輸入植物等の検査（隔離検疫）について  
（植物防疫法第8条関係）**

輸入植物検疫は、原則として輸入時に輸入された港や空港、郵便局において目視で検査をし、必要に応じて植物防疫所の検定室に持ち込んで綿密な検査を行います。

しかしながら、栽培用の種子、苗、穂木、球根などの種苗は、輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などに汚染されている可能性があり、かつ、これら種苗類は国内のほ場に直接植え付けられ長期間栽培されるため病害虫侵入の危険性が非常に高まります。

このため、特にリスクの高い種苗類（隔離検疫対象植物）については日本への輸入に際して、他の植物類が栽培されているほ場とは隔離されたほ場に一定期間植え付け、栽培期間中に検査を行う隔離検疫が行われます。

隔離検疫の対象となる植物は具体的に決められています。詳細は輸出入条件詳細情報で検索することができますのでご利用ください。

隔離検疫の実施手続き等の詳細につきましては、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

**隔離検疫対象植物一覧（抜粋）**

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

**(4) 輸入解禁要請等の進捗状況**

要請の対象	輸出国により輸入解禁要請が行われたもの	試験又は調査の計画が確定したもの	試験データ又は調査データの確認が終了したもの	現地確認試験又は現地確認調査の計画が確定したもの	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの
オランダ産ばれいしよ生塊茎	●				
ハンガリーのじゃがいもがんしゅ病の無発生地域の認定	●				
ニュージーランド産馬鈴しよ生塊茎（加工用）	●				